

ふくみち事業 売上保証制度の実施について

(1) 制度の概要

ふくみち事業に参加するキッチンカー事業者がより出店しやすいように、1日の売上目標金額に到達しなかった場合に、差額分をまちづくり福井(株)が保証する制度です。具体的には、1日の売上金額が15,000円(税込)を下回った場合、15,000円(税込)からその日の売上金額を差し引いた金額を、まちづくり福井からキッチンカー事業者に対し後日振込いたします。

(2) 適用要件

売上保証制度は、1か月の出店回数が4回以上のキッチンカー事業者にのみ適用することとします。4回未満の出店については適用外とします。

(3) 適用事業者の義務

売上保証制度を活用するキッチンカー事業者は、営業日の翌日までに所定の様式により業務日報をまちづくり福井(株)までメールにて提出いただきます。期日までに業務日報の提出がない場合については売上保証の対象外とさせていただきます。(保証金額の振込は月末締め、翌月末払い)

【例】6月6日(木) 13日(木) 20日(木) 27日(木)の4回出店した場合、6月6日(木)分の業務日報は6月7日(金)まで、6月13日(木)分の業務日報は6月14日(金)まで、6月20日(木)分の業務日報は6月21日(金)まで、6月27日(木)分の業務日報は6月28日(金)までに提出いただくものとします。

業務日報の提出先メールアドレス

ftmoin@ftmo.co.jp

(4) 制度の実施時期

売上保証制度は永続的に実施するものではなく、まちづくり福井(株)が定める時期に限定して実施するものとします。

ふくみち事業 ふくみちチケットの換金ルールについて

(1) 換金ルールの変更について

「ふくみちチケット」については、これまでは当月末に利用枚数を報告いただき、まちづくり福井にて精算・振込を行っていましたが、営業時間終了後にまちづくり福井(株)にご持参いただいたものについては、枚数を確認させていただいたのち2～3日中に精算・振込を行わせていただきます。ただし、その際の振込手数料はキッチンカー事業者の皆様にご負担いただきます。

令和6年5月15日

〒910-0006 福井市中央1-2-1-3F

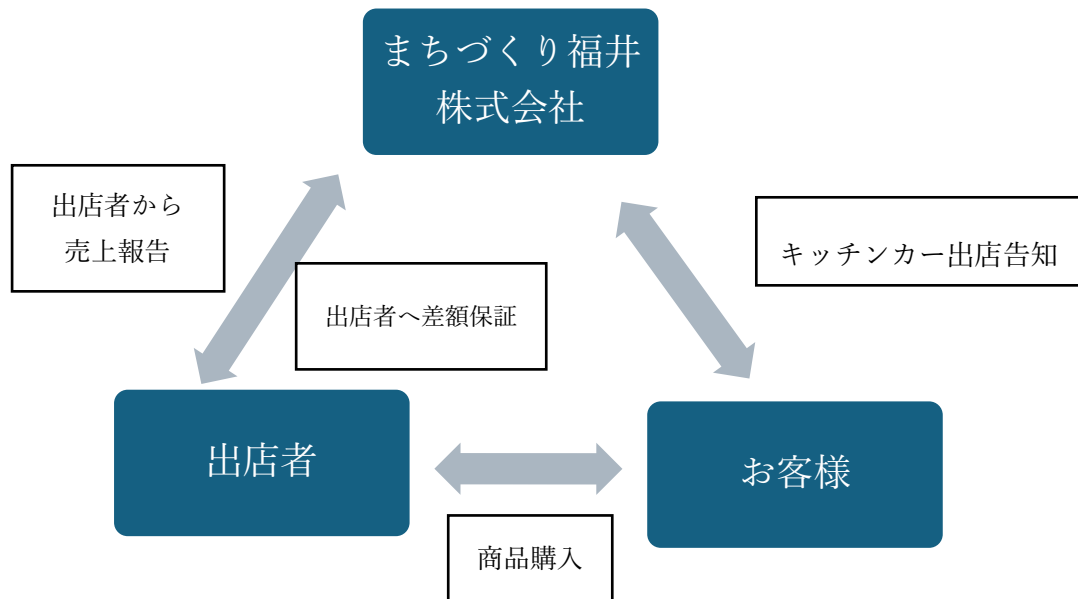
まちづくり福井(株)

売上保証制度について

《概要》

出店するキッチンカーに対して予め一定の売上を保証し、もし当日の売上が保証金額に達しなかった場合は、保証金額と売上の差額を支払う仕組み。出店するキッチンカーへの保証金額支払は、1か月の営業が終了した後に精算する。（当日の売上が保証金額を上回った場合は、保証金額の支払いはなし）

1. スキームについて



2. 運用ルール

①売上保証の元となる売上は15,000円（全店舗共通）とする。

②出店日当日、キッチンカーに対して適宜ヒアリング実施。

例：準備されているメニューの在庫等の確認等

③売上保証を実施するに際し、キッチンカーには後日、日報等の提出を求める。

<記載していただく内容>

- ・当日販売した商品、商品ごとの販売点数、当日の売上合計金額
- ・当日の営業時間、当日の業務従事者
- ・その他報告事項（意見、要望など）

④日報等に記載された内容に基づき売上保証分を振込。（月末締翌月末払い）

振込金額＝15,000円－当日売上

3. 実施予定時期

令和6年6月、7月 ※8月以降の実施については、状況を見ながら検討。